

令和5年3月22日

報道各位

新潟市財務部契約課

指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

記

1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
水道機工 株式会社 (ストゥキコウ カブシカイシャ) 主たる営業所 東京都世田谷区桜丘5-48-16	令和5年3月22日～ 令和5年4月21日 (1カ月)
株式会社 水機テクノス (カブシカイシャ スイテクノス) 主たる営業所 東京都世田谷区桜丘5-48-16	

2 指名停止理由

資格要件を満たさない者を技術者として配置し、また、虚偽の申請に基づいて得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から建設業法違反による監督処分を受けた。

このことは、指名停止措置要領別表第2第6号(2)に該当するため、指名停止を行った。

3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 駒見 (直通025-226-2211)